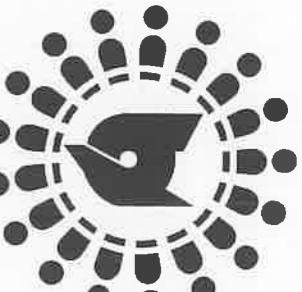


(R7.4)

## 民間緊急通報システム 「マモルくん」のご案内

～高齢者の安心生活を応援します～



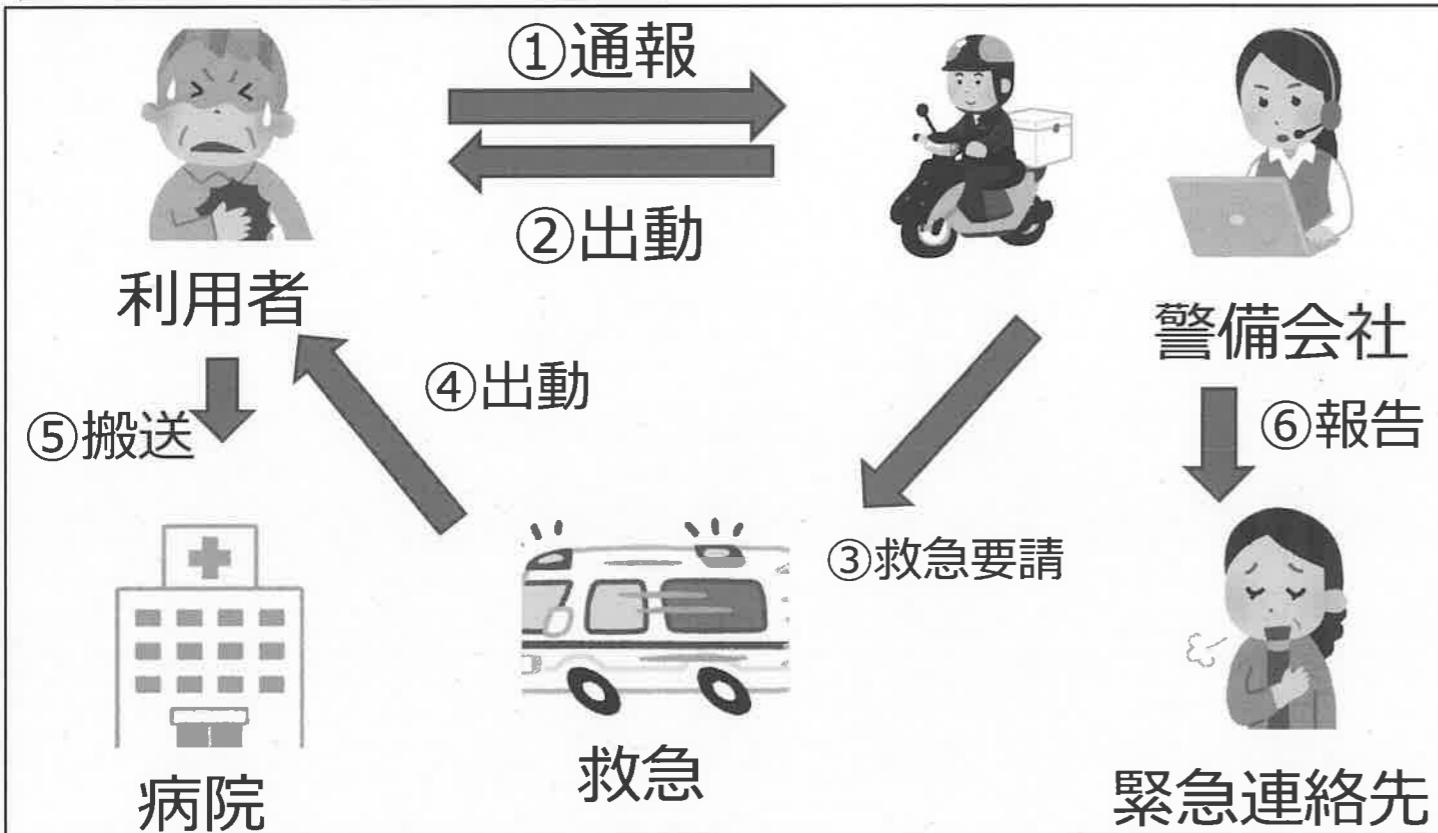
SDGs未来都市  
EDOGAWA

問い合わせ先  
江戸川区福祉部福祉推進課孝行係  
電話 03-5662-0314  
FAX 03-3652-9857



## マモルくんがあれば安心！

### どんなシステム？？



- ・体調不良や火災等の緊急時に、ご自宅に設置した機器を通じて、警備会社に通報するシステムです。
- ・救急訓練を受けた警備員が駆け付け、必要に応じて救急要請を行います。
- ・一定時間動きがない場合、センサーが反応して通報するので安心です。（ライフリズムセンサー）
- ・希望する利用者へ看護師が対応可能なコールセンターから月に1度お電話にて体調確認を行います。
- ・24時間電話での健康相談も受け付けています。



### よくある質問

質問	回答
なぜ鍵を2つ預けるの？	複数箇所で鍵を保管することにより迅速に駆けつけるためです。
緊急連絡先は親族以外の方でも大丈夫？	大丈夫です。緊急連絡先は親族の他、ケアマネジャー、知人の方でもご登録いただけます。

### お申し込みについて

#### 申請書配布・受付窓口

- ・各高年齢者相談室・健康サポートセンター
- ・江戸川区介護保険課  
(江戸川区役所南棟2階2番)



区ホームページ

※申請書は区ホームページからも入手できます。

#### 申請書郵送先

〒132-8501 福祉推進課孝行係 行（住所不要）



※オンライン申請も可能です。  
右記二次元コードから申請してください。

オンライン申請



## 申請前にご確認ください！

### ご自宅に機器を設置するにあたって

- ご自宅の合鍵2本を警備会社にお預けいただきます。
- 壁や天井等に機器をビスで止めるためビスの穴が開きます。
- ※穴の数12か所程度、大きさ2ミリ程度  
アパート等の賃貸住宅の場合には、申請前に家主や管理者の承諾を得てください。

### その他

- 設置する機器は警備会社からの貸与です。機器を紛失・損傷した場合には実費を負担していただきます。
- 区から警備会社と東京消防庁へ必要な範囲での申請書に記載された情報を提供するため、緊急連絡先の方の同意が必要です。
- 駆けつける警備員は、利用者の看護や身体介助を行ふことはできません。
- 適正にご利用いただけない場合、利用が終了となる場合があります。
- 「福祉電話」制度（高齢者）をご利用の方は、機器設置により制度利用が終了します。



### 設置までの流れ

#### 設置までの流れ

申請から機器の設置まで  
1～2か月程度要します。

#### 1 申請・決定

区に申請書が到着してから2週間程度で決定通知が自宅に届きます。警備会社からお電話にてご自宅の下見の日程調整連絡があります。

#### 2 ご自宅の下見

調整した日に警備会社がご自宅にお伺いし、機器の設置場所を決定します。後日、警備会社からお電話にて設置工事の日程調整連絡があります。

#### 3 設置工事

調整した日に警備会社がご自宅にお伺いし、設置工事を行います。合鍵を警備会社がお預かりします。



## マモルくんがあつて助かりました！



### 利用者本人からの通報

目が回って動けなくなってしまい、救急ボタンを押して通報しました。  
すぐに警備員が駆けつけてくれて、救急車も呼んでくれたため、入院し治療を受けることができました。



### 火災感知器による通報

キッチンで料理をしていたときに、目を離してしまい、火が燃え広がってしまいました。火災感知器が感知したおかげで、すぐに救急・消防隊が来てくれて助かりました！



### ライフリズムセンサーによる通報

突然意識がもうろうとしてしまい、一人暮らしのため自力で助けを呼べずにいました。そのとき「ライフリズムセンサー」が作動し、警備員が駆けつけてくれました。  
「マモルくん」があれば、何かあったときでも安心です！



## 対象となる方・利用料金



### 対象者

- 江戸川区にお住まいの方
- 65歳以上の方
- 固定電話または携帯電話をお持ちで、応対ができる方
- 緊急連絡先となる方を1名選出できる方

### 利用料金

**月額2,200円** ※以下を満たす方は減額となります。

- ①ひとり暮らしの方  
または65歳以上の方のみの世帯
- ②区内に65歳未満の配偶者又は二親等以内の血族  
(子、孫、弟、妹など) がいない

①②を満たす方で住民税課税の世帯 月額1,000円  
住民税非課税の世帯 月額300円

生活保護受給者の方はケースワーカーにご相談ください。

※減額対象者で、転入などにより江戸川区で課税状況が確認できない場合には課税証明書等の提出が必要です。詳しくは担当係へ問い合わせください。